~子育てしやすい社会のために~

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!



平塚市



新制度では、こんな取組みを進めます!

平成 2 4 年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援 法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格的にスタートします。

なお、具体的には、消費税率の引き上げによる増収分を活用し、以下の取組みを進めていきます。

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を 図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい 社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

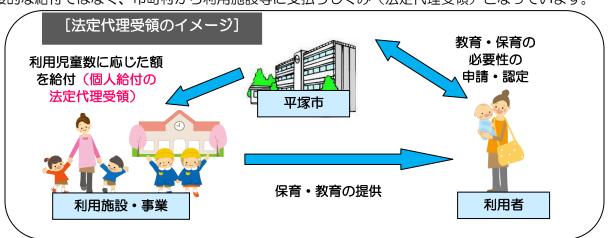


新制度では、ここが変わります!

1 給付制度が導入されます!

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「**給付制度」**が導入されます。 具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育の施設等を利用した場合、 国・県・市は、施設等が教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として支払うこととなり ます。(市がまとめて支払い)

なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆様に対する直接的な給付ではなく、市町村から利用施設等に支払うしくみ(法定代理受領)となっています。



2 教育・保育の必要性の認定制度が導入されます!

新制度では、幼稚園や認可保育所などの利用には、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」制度が導入されます。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、**市が定める基準に従って、認定を受ける**ことになります。なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

●[主な利用先(給付対象)]幼稚園、認定こども園

※新制度に移行しない 幼稚園については認定を 受ける必要はありません

◆2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが**満3歳以上で、「保育を必要とする事由**(下記参照)」に該当し保育所等※での保育を希望される場合

- ●[主な利用先(給付対象)] 認可保育所、認定こども園
- ◆3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し保育所等での保育を希望される場合

- ●[主な利用先(給付対象)]認可保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育等)
- ※保育所等とは、認可保育所・認定こども園・地域型保育をいいます(以下同じ)

(2) 保育を必要とする事由

※保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
妊娠・出産
保護者の疾病・障害
同居又は長期入院等している親族の介護・看護
災害復旧
求職活動(起業準備を含む)
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に認定されます。※保育時間(利用時間)については、施設ごとに設定されます。

「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最長 11 時間。

- ※保育標準時間の対象となる就労時間の下限については、1 か月間で 120 時間以上です。
- ※120時間未満でも、事情により利用時間が常時、施設の設定する保育短時間に係る利用時間帯を超える場合には、例外的に保育標準時間の認定ができます。(この場合のみ通勤時間を含みます。)

「保育短時間」利用

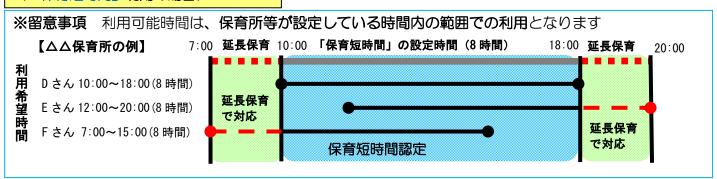
主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最長8時間。 ※保育短時間利用の対象となる就労時間の下限については、1か月間で60時間以上です。

- ※ 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合には一律「保育短時間」の認定になります
- ※ 例外的に「育児休業中の継続利用」が認められる場合も一律「保育短時間」の認定になります
- ※ 就労時間が「保育標準時間」の下限を超えている場合でも、「保育短時間」の認定を希望することができます

く「保育標準時間」利用の場合>



く「保育短時間」利用の場合>



新制度における子ども・子育て支援にはどんなものがあるの?

教育・保育の場



1 給付対象施設

施設名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる 保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつ くるための幼児期の教育を行 う学校	3~5 歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園 により教育時間前後や園の休業中の教 育活動(預かり保育)などを実施	利用の制限なし
認可保育所	就労などのため家庭で保育の できない保護者に代わって保 育する施設	O~5 歳	タ方までの保育のほか、園により延長 保育を実施	共働き世帯な ど、家庭で保
	幼稚園と保育所の機能や特長	1 0~5	(0~5歳) 保育が必要な場合は夕方までの保育の ほか、園により延長保育を実施	育のできない 保護者
認定こども園	をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設		(3~5歳) 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園 により教育時間前後や園の休業中の教 育活動(預かり保育)などを実施	利用の制限なし

[※]給付対象施設の保育料は、保護者の市町村民税に応じて市が定めた額となります。

2 給付対象事業

事業名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
地域型保育 ※①~④の4つの 事業があります	施設(原則20人以上)より 少人数の単位で、家庭で保育 のできない保護者に代わって 保育する施設	0~2歳	主に夕方までの保育 ※居宅訪問型保育は親の就労 に合わせ、夜間等もあり	共働き世帯な ど、家庭で保育 のできない保 護者
①家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育をする			
②小規模保育 少人数(定員 6~19 人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育				 Bかな保育をする
③事業所内保育				
④居宅訪問型保育				

[※]給付対象事業の保育料も、保護者の市町村民税に応じて市が定めた額となります。

[※]現行の幼稚園は、園の希望により、給付対象に移行する園と移行せずに現行のままの園にわかれます。

給付対象に移行した園の保育料は保護者の市町村民税に応じたものとなりますが、現行のままの園については、 従来どおり園が定める保育料となります。

[※]現行の事業所内保育は施設の希望により、給付対象に移行する施設と移行せずに現行のままの施設に分かれます。給付対象に移行した施設の保育料は保護者の市町村民税に応じたものとなりますが、現行のままの施設については、従来どおり施設が定める保育料となります。

子どもの年齢別、親の働き方別で選択できる利用サービス



保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、例えば、こんな支援が利用できます。

親の就労状況	子どもの年齢			
祝りが力れ近	0~2歳	3~5歳		
両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合※保育の利用は、「保育標準時間」が基本で親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合※保育の利用は、「保育短時間」が基本	●認定こども園 【3号認定】●認可保育所 【3号認定】●地域型保育 (小規模保育等) 【3号認定】	●認定こども園【2号認定】●認可保育所【2号認定】●幼稚園十一時預かり【1号認定】		
両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合 ※保育の必要性がない場合	【在宅で子育で】●地域の子育で支援・地域子育で支援拠点や認定・一時預かり	「施設を利用」●認定こども園【1号認定】●幼稚園【1号認定】		





利用者負担のイメージ

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、 市が決めます

保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・認可保育所の実質的な利用者負担の水準 と同程度としています。

●教育標準時間認定(1号認定)を受ける子どもについては、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定。

幼稚園・認定こども園(1号)

教育標準時間認定を受けた子どもの 利用者負担のイメージ(月額)

※右記の金額は国が定めた上限額(案)です

○所得の階層ごとに保育料が 設定されます。

※階層区分の条件などは自治体ごとに異なります

○実費負担や特定負担(上乗せ徴収)が生じる場合があります。

階層区分	保育料上限額 (案)
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円

認可保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育

保育認定を受けた子どもの 利用者負担のイメージ (月額)

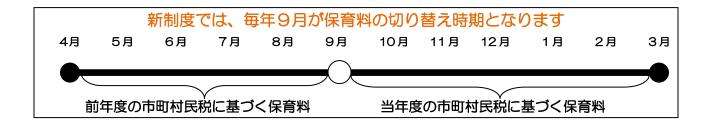
※右記の金額は国が定めた上限額(案)です

〇所得の階層ごとに保育料が設定されます。

※階層区分の条件などは 自治体ごとに異なります

〇保育が必要な時間により 保育標準時間(11時間) と保育短時間(8時間) の2つの区分に分けられ ます。

	保育料上限額(案)			
階層区分	3歳以上(2号認定)	3歳未満(3号認定)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	77,000 円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円



多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や認可保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

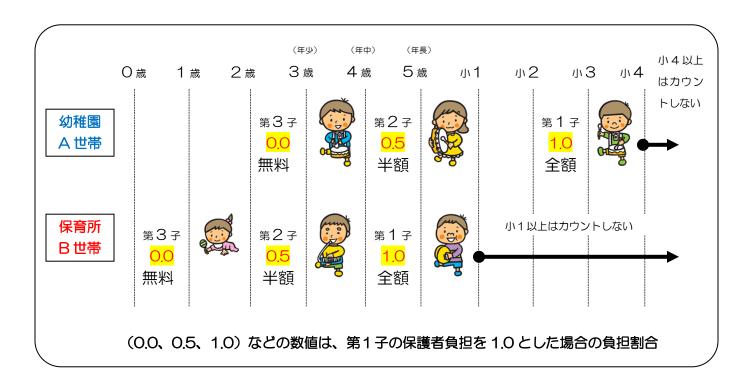
幼稚園では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

囲外になった場合(成長して小4以上になった場合) は、それまで第2子だったお子さんを第1 子とカウントします。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範

認可保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。 第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は 無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(成長して小1以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



※認定こども園の場合、教育標準時間認定(1 号認定)を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定 (2号認定、3号認定)を受ける子どもについては認可保育所と同様になります。

※地域型保育を利用する場合、認可保育所と同様になります。



利用手続きや利用料についてのQ&A

- Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか? 従来の申込み方法から変更はありますか?
- A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園(新制度に移行する園に限る)を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は後日認定証が交付されることなど、従来の手続きとは異なる点があります。ご不明な点は市役所保育課までおたずねください。
- Q 新制度になると保育料はどうなるのですか?
- A 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市が定めます。なお、国が定める上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担と同程度としています。

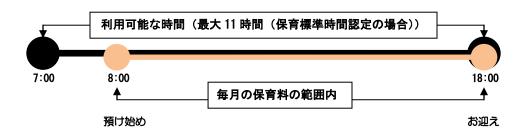
≪7ページ参照≫

- Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか?
- A 新制度では、幼稚園(新制度に移行する園に限る)に支払う保育料自体が、保護者の市町村民税に 応じて市が定める負担額となる仕組みになります。これに加え、各園において、実費負担や特定負担(上乗せ徴収)が生じる場合があります。 《7ページ参照》
- Q 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、 どうなるのですか?
- A 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、第2子、第3子の保育料については従来から減免措置がとられています。平成26年度から、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置が行われています。新制度においても、こうした現行の措置と同様に、多子世帯の負担軽減を実施していくこととしています。
- Q 新制度では、施設や事業者によって、保育料は異なるのでしょうか?
- A 保育料は、市が認定区分ごとに、市町村民税額の階層区分別の保育料を定めますので、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的にどの施設・事業所でも同一の保育料となります(公立幼稚園は除く)。

また、施設・事業所が独自に設定する給食費、スクールバス代等の実費負担や、教育・保育の質の向上を図る上で必要となる特定負担(上乗せ徴収)が別途ある場合もございますので、ご利用を希望する施設にご確認ください。 《7ページ参照》

- Q 新制度では、保育料は毎年同額になるのでしょうか?
- A 保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料が決定)。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

- Q 保育の標準時間認定(最大 11 時間)とは、保育標準時間の認定を受けた場合、子ども を預け始めた時間から最大で 11 時間は追加料金がかからないで子どもを預けること ができるということでしょうか?
- A 保育標準時間認定の 11 時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)のことです。従って、保育が必要な場合に限り、この時間帯の範囲内であれば最大 11 時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも 11 時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありません。(例:7:00~18:00 までの 11 時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは 18:00 までとなります。)



- Q 施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか? また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか?
- A 施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育をご利用いただくことができます。(利用している施設が延長保育事業を実施している場合)。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。(例:7:00~18:00 までの 11 時間を設定している施設で、子どもを 8:00~19:00 まで預ける場合、18:00~19:00 は延長保育となります。)



問い合わせ先

平塚市 健康・こども部 保育課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町 9番 1号

TEL 0463-21-9842(直通) 0463-21-9612(直通) FAX 0463-21-9738

保育課ホームページアドレス http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/hoiku